

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

30 松地環第1号の2
平成30年（2018年）7月12日

長野県松本地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 （第37条第5項含む）	事業計画概要説明会終了報告書 （勧告に基づくものを含む）	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）								
氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	明科建材株式会社 代表取締役 藤澤 幸治 長野県安曇野市明科中川手 2058 番地								
申請の区分（I）	産業廃棄物処理施設の変更許可								
条例 第 37 条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	安曇野市明科中川手 2055 番地							
	② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 第8号の2に規定するがれき類の破碎施設							
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （廃コンクリートに限る。）、がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。							
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	1,296 t/日（162 t/h：8時間稼働）							
	⑤ 変更の概要（変更許可等の場合）	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>○1次破碎機 ジョークラッシャ C80B 1,296 t/日（162 t/h：8時間稼働）</td><td>○1次破碎機 ジョークラッシャ C80B 1,296 t/日（162 t/h：8時間稼働）</td></tr><tr><td>○2次破碎機 コーンクラッシャ GP220 2,240 t/日（280 t/h：8時間稼働）</td><td></td></tr><tr><td>○3次破碎機 ジャイラディスククラッシャ 66GD 1,520 t/日（190 t/h：8時間稼働）</td><td>○2次破碎機 ジャイラディスククラッシャ 66GD 1,520 t/日（190 t/h：8時間稼働）</td></tr></tbody></table>	新	旧	○1次破碎機 ジョークラッシャ C80B 1,296 t/日（162 t/h：8時間稼働）	○1次破碎機 ジョークラッシャ C80B 1,296 t/日（162 t/h：8時間稼働）	○2次破碎機 コーンクラッシャ GP220 2,240 t/日（280 t/h：8時間稼働）		○3次破碎機 ジャイラディスククラッシャ 66GD 1,520 t/日（190 t/h：8時間稼働）
新	旧								
○1次破碎機 ジョークラッシャ C80B 1,296 t/日（162 t/h：8時間稼働）	○1次破碎機 ジョークラッシャ C80B 1,296 t/日（162 t/h：8時間稼働）								
○2次破碎機 コーンクラッシャ GP220 2,240 t/日（280 t/h：8時間稼働）									
○3次破碎機 ジャイラディスククラッシャ 66GD 1,520 t/日（190 t/h：8時間稼働）	○2次破碎機 ジャイラディスククラッシャ 66GD 1,520 t/日（190 t/h：8時間稼働）								
条例	⑥ 周辺地域の範囲及びその根拠 （範囲）安曇野市明科宮中区 （根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1（5）								

第 37 条	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 安曇野市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 平成 30 年 6 月 20 日 (水) 午後 7 時から (場所) 中耕地公民館
	⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県松本地域振興局環境課 (期間) 平成 30 年 7 月 13 日 (金) ~ 7 月 26 日 (木) (土日・祝日その他の県の休日を除く。)

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 37 条	○第 36 条第 1 項の関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の関係住民	○事業計画概要説明会 終了報告書の内容	15 号	提出期限 平成 30 年 7 月 26 日 (木) 提出先 〒390-0852 松本市大字島立 1020 番地 長野県松本地域振興局環境課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。